

# 君津中央病院企業団議会

## 平成23年3月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長福山悦男は、平成23年2月10日をもって平成23年2月17日午後1時30分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

### 出席議員

1番 石井 勝、2番 平野秀樹、3番 服部善郎 4番 岡部順一、5番 真板一郎  
6番 武次治幸、7番 小林新一、8番 鈴木幹雄、9番 平野和夫、10番 田邊恒生  
11番 神崎 寛、12番 山口幹雄

### 欠席議員

なし

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

総務課主幹 亀田陽一郎、総務課主幹 根本博之

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 福山悦男、代表監査委員 鈴木征二、監査委員 福島隆光、病院長 鈴木紀彰  
事務局長 後藤秀一、事務局次長 安西一夫、事務局次長 鶴岡幸夫、事務局参事 吉堀正廣、  
総務課長 山㟢博史、財務課長 内山輝雄、管財課長 高橋武一、医事課長 池田倫明  
経営企画課長 斎藤久夫、学校長 須田純夫、分院長 田中治実、医務局長 氷見寿治  
地域医療センター長 岡 陽一、看護局長 斎藤セツ子、医療技術局長 土屋俊一

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 君津中央病院企業団企業職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について  
(質疑、討論、採決)
- ・議案第2号 君津中央病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑、討論、採決)
- ・議案第3号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について (質疑、討論、採決)
- ・議案第4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総  
合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について  
(質疑、討論、採決)
- ・議案第5号 平成22年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）について  
(質疑、討論、採決)
- ・議案第6号 平成23年度君津中央病院企業団病院事業会計予算について (質疑、討論、採決)

- ・議案第7号 平成23年度君津中央病院施設整備費負担金、君津中央病院運営費負担金及び君津中央病院附属看護学校運営費負担金の分賦について（質疑、討論、採決）

（午後1時30分開会）

＜議長＞

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は11名でございます。定数に達しておりますので、平成23年3月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで福山企業長から招集のごあいさつをお願いいたします。

福山企業長。

＜企業長＞

それでは、定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

平成22年度も余すところ一月となりまして、議員の皆さんには市議会の開会を控えご多忙中のところ、ご参集賜り、まことにありがとうございます。

初めに、病院事業の現在の経営状況についてご報告申し上げます。

平成22年度も余すところ一月半となりましたが、12月末時点の実績を申し上げます。本院が附属看護学校事業も含めまして3億6,000万円の黒字、分院が2,000万円の黒字、企業団全体で3億8,000万円の黒字となっております。

今年度は月次決算におきまして当初から黒字基調が続いており、赤字の月はありませんでした。内容では、患者数が入院、外来ともに予算目標に届きませんでしたが、診療報酬改定の好影響と、看護師等の人員確保が奏効し、いわゆる患者の診療単価が増嵩となり、収益の増額につながっているものと考えております。

また、構成4市のご支援のおかげもございまして、黒字基調を維持できております。

企業団の今年度決算見通しとして、現段階では3億円台の黒字を見込む状況ですが、引き続き収益の確保に努力いたしまして、良質な医療提供と健全な経営を図ってまいりたいと存じております。

さて、本定例会には、医師・看護師確保対策に関する3件の条例案、1件の協議案、当年度補正予算案、そして来るべき平成23年度の予算案及び構成市負担金案を提案させていただいております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、招集のごあいさつといたします。

＜議長＞

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に印刷配付してございますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

## 日程第1 会期の決定

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、会期を本日 1 日と決定いたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、議長から平野秀樹議員並びに山口幹雄議員を指名いたします。

## 日程第3 議案の上程

日程第3、議案の上程を行います。

本日、上程の議案は7件でございます。

朗読については省略いたしますので、ご了承願います。

上程されている議案について、提案理由の説明を求めます。

福山企業長。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 君津中央病院企業団企業職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、地方公務員法に基づき、職員の身分を有したままで、大学等における修学や国際貢献活動を認めようとするもので、主に、不足する産科医療の人材育成推進を目的に制定しようとするものでございます。

議案第2号 君津中央病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、診療体制の確保及び充実を図ることから、看護師等の職員増と血液浄化療法センターに配置する職員増に対処するため、現行の職員定数「892人」を53人増員し、「945人」の職員定数に改正しようとするものでございます。

議案第3号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、医師確保対策として、職員の経済的負担軽減と待遇改善を図るため、手当の種類の規定中に新たに「単身赴任手当」を加えるとともに、また新たに「自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与」の条文規定を加え、自己啓発等休業中の期間は当該職員に給与を支給しないとしたものでございます。

なお、単身赴任手当の額は、基礎額が2万3,000円で、距離に応じ加算するものとし、手当の対象は当分の間、医師または歯科医師とするものでございます。

議案第4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、同組合の組織団体である館山市及び南房総市学校給食組合が平成23年3月31日をもって解散することに伴い、組織団体数の減少及び規約の改正を行うことについて協議がありましたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第5号 平成22年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）については、収入面では、企業団の業務予定量のうち本院事業において、患者数については外来患者数が減少していますが、患者1人1日当たり収益については増加が見込み、患者数減少の影響を上回り、增收見込みとなることから、収益的収支を増額補正しようとするものでございます。

一方、支出面では、看護師の確保ができたことによる給与費の増、また診療単価増の大きな要因であります化学療法の増加、さらに循環器系の検査及び外科系の手術件数の増加による材料費の増等がありましたので、収益的支出の増額補正をお願いするものでございます。

補正額は、収益7億5,395万7,000円、費用3億8,032万6,000円でございます。

議案第6号 平成23年度君津中央病院企業団病院事業会計予算については、診療体制の充実を図り、収入の確保及び支出の効率化を旨として編成し、医師及び看護師の確保、患者数の確保及び契約業務の見直しを重点項目としたところでございます。

依然として厳しい運営のもとではございますが、資本的支出といたしまして、結核病棟改修工事に5,900万円、駐車場増設のための整備工事による4,260万円、医療機器更新整備に4億円を予定して投資を行うとともに、今後の施設整備を考える上で、附属看護学校等の調査委託費用を計上しております。

これらにより、本院事業で175億6,700万円、分院事業で6億6,900万円、看護師養成事業で1億6,100万円の収益的予算を、16億3,500万円の資本的予算を編成し、企業団として200億3,300万円の予算規模をもちまして、地域医療機関との連携を図り、当地域唯一の公立病院として、良質で安全かつ高度な医療の提供に邁進してまいります。

最後に、議案第7号 平成23年度君津中央病院施設整備費負担金、君津中央病院運営費負担金及び君津中央病院附属看護学校運営費負担金の分賦については、当地域の中核病院として事業の安定的な継続に欠かせない構成4市負担金を、平成23年度も第2次3か年経営計画に基づき、総額15億円ご負担いただきたく提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようにお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終了しましたので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

議案第1号 君津中央病院企業団企業職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題いたします。

補足説明をお願いいたします。

後藤事務局長。

<事務局長>

議案第1号 君津中央病院企業団企業職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、補足説明させていただきます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1条、この条例の趣旨でございますが、地方公務員法第26条の5の規定に基づき、職員の自己啓発休業等に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、第2条、自己啓発等の休業の承認でございますが、企業長は、在職期間1年以上の職員から申請があった場合、大学等の課程の履修または国際貢献活動のための休業を承認することができると規定しております。

次に、第3条、自己啓発等休業の期間でございますが、大学等の課程の履修の場合には2年を超えない期間、国際貢献活動のための休業にあっては3年を超えない期間と規定しております。

第4条以降に、大学等の教育施設あるいは奉仕活動の具体的な内容等につきまして規定しております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

<議長>

補足説明は終了いたしました。

議案第1号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようでございますので、質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員であります。

議案第1号 君津中央病院企業団企業職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 君津中央病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明をお願いします。

後藤事務局長。

<事務局長>

議案第2号 君津中央病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。

議案書の5ページをごらんいただきたいと思います。

改正内容は2点でございます。

まず、第2条、職員の定数に関する規定の改正は、職員の定数を「892人」から「945人」に改めようとするものでございます。

次に、第3条、定数外に関する規定の改正は、自己啓発等休業の承認を得ている職員を定数外とするものでございます。

提案理由でございますが、診療体制の充実にあわせて、定員の適正管理を行うため、条例を改正しようとするものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

<議長>

山崎総務課長。

<総務課長>

すみません。補足の説明になりますが、本日お手元に配付いたしました資料がございます。君津中央病院看護師配置基準による看護師必要数という書類が裏表になっております。

まず先に、裏のほうにありますが、改正案945人、現行892人というのが題目になっている表があると思います。こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、平成23年度の予算の患者数、収益を確保するための人員計画数でございます。中ほど、平成23年度計画数C案がございますが、その合計が実数で申し上げますと910人が計画数でございます。主な増員は、医療体制維持のための必要な配置要員と、新規にオープンいたします血液浄化療法センターの要員となります。

平成22年度との比較では59人増員となります、このうち、B欄になりますが、37人は平成22年度に7対1体制維持要員として看護師数30人、医療技術員の交代に伴う職員ということで37名が確保できたものでございます。

平成23年度増員数としましては22人を確保するものです。内訳といたしましては、医師1名、看護師16名、それから医療技術、病理部門ということで医療技術員の増員でございます。

また、24年度におきましては35人の確保を予定しております。内訳は、診療体制を充実するための医師6名、稼動病床の増床、7対1体制確保要員、血液浄化療法センターの稼働病床が増加するための要員ということで、35人を計画しております。

これらのことによりまして、職員定数は892人を53人増員いたしまして、945人の職員に改正しようとするものでございます。

続きまして、裏のページをお願いします。

看護配置基準による看護師必要数でございますが、ちょっと単純な計算になりますが、平成23年度当初予算、入院患者数570人を7対1看護で稼働させた場合は、必要な看護師数が何人かというものです。一般病床が618床、これは7対1でございますが、43床、これは救命救急病床あるいは新生児病床ということで、7対1より看護基準が上の病床になります。想定患者数が537人、これを見まして、交代勤務、看護師配置、年間日数、勤務日数——勤務日数というのは、年間日数から勤務を要しない日、休暇等を除いた日数になります。そうしますと、必要数としまして387人、2対1の部分が83人、合計470人ということで、下のほうにありますが、看護師の部署別の配置数としては470人。外来、手術等を合わせますと、合計で550人が必要となる計算となっております。

以上でございます。

<議長>

補足説明は終了しました。

議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

この前の全員協議会でも言ったんですけど、7対1の看護に必要な看護師さんのあいで、それでこうふやしてきたんでしょうけど、7対1はたしかおととしからですよ。去年から実行されているんですか。たしか、おととしましたよね。そうですよね。そのときに既に看護師さんの増員をしたということになると、やっぱり定員制が決まっていて、定員が決まっているにかかわらず、勝手にと言っては変ですけど、それを必要としたから、ふやしてきたなら、その時点で定員をやっぱり考え、数を変えなきゃいけなかつたんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

今現行の892人という数字は新病院開院のときにふやした数字でございます。定員ということに関していえば、議員の言われるように、平成19年度に導入しました7対1看護、そのときの病床フル稼働の人数を本来であれば、その定数、あわせてふやすべきだったと思われます。しかしながら、看護師の確保ができなかったということと、その892人でおさまったということで、定員数の増はしてなかったというふうに思います。

今回は、予算上どうしても来年23年度、収益を確保するためには、どうしてもこれだけの人数が必要であるということで、予算の数が上がりましたので、今回ふやさせていただきたいというふうに考えております。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

まず定員が規則としてあるんだから、やっぱりそれはその中でおさまるか、あるいはおさまらないときには、必ず議会にかけて定員をふやす、今回みたいにですね、ふやしていくべきだと思います。やっぱり、その場、その場で勝手に決めて、またさらに枠を広げられては、ちょっとおかしいと考えるものですから。それは答弁は要りません。

それからもう一つ、もちろん、これは実働、患者の実働に応じて7対1の看護を敷かれたと思うんですね、病床数じゃなく。当然そうでしょうね。実働ですね。病床数じゃないんですよね。

(「そうです」、「そうですね」の声あり)

ああ、そうすると、これから、そういう言い方をするならば、今ベッドを回しているのは八十五、六%回して、もしこれが九十五、六%動いてくれば、また当然、そこで看護婦の数が、看護師さんですか、数が多くなる。そういうふうに考えられるんですけど、その点はいかがですか。

<議長>

山寄総務課長。

<山寄総務課長>

現在、病床数661床ありますので、こちらが、いわゆる661床がフル稼働ということになりますと、看護師を7対1を大きくするために必要であると考えています。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

そうすると、いつも、7対1は、まあ、そんなことを言うと言葉が悪いんですけど、利益が上がるから7対1でしょうけど、費用対効果の面でひとつ参考程度に教えてください。看護師さんを7対1のためにふやした、数をふやしましたよね。それで収益はどのぐらいになって、看護師さんに対しての給与費、給与っていうんですかね、それはいかがで、幾らぐらいになって、だから、このぐらいもうかるんだと、そういうことをひとつ示していただけますか。

<議長>

山寄総務課長。

<総務課長>

7対1と比較するものとしまして、一般病床の医療規則15対1と仮に比較しますと、給与費は同じ金額で計算しますと、21年度の実績でいいますと、単純計算になりますが、約4億9,000万円の増収でございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

わかりました。それなら別に文句はないんですけど、やっぱり定員制の中で動かしていくなら、定員制をちゃんと遵守して、ふやすときには議会に報告して、定員の枠を広げてからやるべきだと思いま

す。やっぱり、それは今後改めていただきたいと思います。それじゃないと、今度、これをやっておいても、本年度また看護師さん入ってきたら、どんどこ、どんどこ入れてですね、それで、その後、また後で今度承認を得ることになっちゃうもんですから。

やっぱり1人ふやしても看護師さんは、悪いんですけど、五、六百万円要るわけですよね。そうすると今度、全部で見ると、50人ふやせば五、六、3億ですか。3億の金が出ていくんですから、やっぱり、それに、まあ、もうけだけ見て4億円見ても、看護師さんがふえれば、そんなじゃないという感じがします。

けど、この病院にとって、やっぱり7対1の看護がどうしても必要なものですから、それは認めます。だけど、よく考えて、その枠内でどんどこふやすんじやなく、定員制をちゃんと十分遵守してもらいたいと思います。

それから、万一ですよ、去年のこの医療費の増額がなければ、医療費の増額ですよね。今年度恐らく、この前の報告では4億円と言ってましたけど、締めれば5億円からちょっと上がるでしょう。それがなかつたときには一体どのように考えてやろうとしたのか。要するに供出金です、金を、出どころをどういうふうに考えて——今ふえたから、ふえることを予測して、こういうことをできると思うんですけどね。もしなかつたときに、どういう考え方を持ってやろうとしたのか。やっぱりそういう、要するに增收分を当てにして人員をふやしてきたんじゃないかという考えを、あくまでもこちらは持つものですから、ひとつ病院側の考え方を明らかにしてください。

<議長>

山崎総務課長。

<総務課長>

今年度、平成22年度当初の予算の段階では、どういう影響があるかわからなかつたということと、ちょっと先ほど申し上げましたけど、看護師が30名、本年度増員できています。その増員ができた効果というのが、例えば単純に考えますと病床数が、7対1でやつた場合は40床ぐらい稼働できると、その収入というのはかなり大きいんではないかと思われますので、やっぱり診療報酬の影響は確かに好影響がありました。しかし、看護師の確保ができたことも大きな要因だと言えると思います。

以上です。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

やはり增收したときにですね、僕らは、この前言ったように、やっぱり6億から8億円、要するに現状のままいても、何も人をふやさなくてもいいと、そういうふうに厚生労働省はしたんじゃないかなと思って、この病院にとっては6億から8億円增收になるから、それなら市のほうに返してもらうべと、そういう考え方を持ったんですけど、それがどんどこ、どんどこ、また使われてしまつては、返す金もなくなつちゃうわけですから、やっぱりその点で、市のほうの言葉も考えていただきながら、やっぱり增收を図っていただきたいと、そういうふうに思います。要望で結構ですよ。

だけど、基本的に、やっぱり增收、今度の医療費の増額があるから、今年度、じゃ、こうやって人数をふやそうという考え方方がやっぱり根底にあったんじゃないかなと、そういうふうに疑つちゃうものですから。

やっぱり定員制は遵守しなきゃいけないと思います。それで、もしふやすんだつたら、さつき言ったように、ちゃんと議会にかけて定員をふやしてから、その枠内でふやすと、それをちゃんと守っていた

だきたいと思います。

これ、議長、要望で結構ですから。終わります。

<議長>

ほかにございませんか。

岡部議員。

<4番 岡部順一議員>

それでは、ちょっと質問させていただきますが、先ほど報告ありましたように、新年度から血液浄化療法センターがオープンするんで、それに対する職員さん、看護師さん、技師さんの人数が記載されております。これは重要な人材ということで理解を十分しているわけですけれども、今回のこの要員ですね、ベッド数としてどのくらいですね、最高ですね、対応できるのか、お聞かせ願いたいと思います。1つのベッドで当然、1日のサイクルもあると思うんですけども、今回定数で定められた人数に対して患者さんがですね、おおよそマックスどのくらいできるのか。またベッド数として、どのくらいの対応がマックスできるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

<議長>

高橋管財課長。

<管財課長>

血液浄化療法センターのお話ということでよろしいですよね。15床を今年度目標にしております。人数については……

(「23年度」の声あり)

ああ、失礼した、23年度でした。15床ということで、患者数は45名を見込んでおります。マックスです。

以上です。

<議長>

岡部議員。

<4番 岡部順一議員>

今回定数で定められた人数ですね、最高で何名かということなんですが、何床対応できるのかという質問ですので、全協のときにもお話を若干伺いましたが、当初、年度末には25床というお話もありましたけども、本来この定数、今回人員設定した皆さんですね、最終的には50床ということも聞いておりますが、現在設定されている人数で何床賄えるのかとお聞きしておりますので、見解をお願いします。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

病床数としては25床でございます。

<議長>

岡部議員。

<4番 岡部順一議員>

そういうことであればですね、今回の定数に合った運営というのを早期にお願いしたいというふうに思います。

先ほど15床というお話をありました。当然、スタートの段階ではいろいろな準備等々もあるでしょ

う。それは理解するわけすけども、定数に見合ったというんですか、やっぱり有効に効率的に活用と  
いうんですか、力を発揮していただきたいというふうに思いますので、ぜひですね、今お話をありました  
ように、25床の人数を確保しているということですので、ぜひですね、早い段階でこの25床をフル  
に活用できるように取り組みをお願いします。これは要請しておきます。

以上です。

<議長>

ほかにございませんか。

田邊議員。

<10番 田邊恒生議員>

田邊です。初めてなんで、ちょっと少し的が外れた質問になるかと思いますけれども、おかないとお  
答えください。

最初、この議案を見たときにちょっと驚いたんですよね。五十何名も、53名ですか、俗に言う、普  
通の企業でいえば新入社員ですよね、入れるんだなど。定数ですから、必ずしもそうじゃないんです  
かね、ちょっとその辺のタイミングがまだよくわかってないんで、あれなんですけども、要は53人定数  
をふやすということですね、先ほど石井議員が言われたように、これはすごい数だと思うんですね。  
一般企業、これ、全員で何人ですかね、ちょっと総人員。

(「800……」の声あり)

800人ですか。総人員が800から900人だという中でね、53名もふやすということは大変な  
決断だろうと思うんですね。聞いていますと、病床がふえるとか、そういう部分はあるかと思うん  
ですね。

まず、ちょっと質疑でお聞きしたいのはですね、現在よく新聞紙上で、この間は鴨川の亀田病院の話  
が載っておりましたけども、1人に対して何人の看護師さんが賄うとか、そういう尺度があるようす  
けども、7対1という数字が出ていて、もう19年度から取り組んでおられるということなんんですけど  
も、現状それはどうなんですか、例えばきょう現在、3月末現在で現状はどうなっているのか。そして  
来年度、ここに書いてある、私は細かい点はわからないんですけど、血液浄化療法センターがメインで  
すけど、現状と何が変わって53人もふえるのか、それについて、まずお聞きしたいと思います。

<議長>

山寄総務課長。

<総務課長>

先ほどの資料をごらんいただきたいと思います。53名という数字が出ておりますが、22年度に、  
下のほうに補正したというか、確保できた要員が看護師が30人、この理由といたしまして7対1の体  
制維持要員ということと、あと昨年6月にご報告させていただきましたけども、医療技術職、検査技師  
とか放射線技師、薬剤師の当直、宿日直勤務がですね、労働基準監督署より、それは断続的な当直とい  
うことで、2交代制に移行しなさいという命令がありましたので、それを受け、あらわしたもののが3  
7人です。

23年度にふえるのは下の22人になります。主なものは、稼働していない病床の増員確保ということ  
と、あと医療技術員、主に透析センター要員でございますが、臨床工学士等になっております。

以上です。

<10番 田邊恒生議員>

答えが十分でないようなんんですけど、私がまずお聞きしたのは、現状ですね、7対…

<議長>

田邊議員。

<10番 田邊恒生議員>

あつ、田邊です。

現状7対1という基準が19年度にできてですね、やられているということなんんですけど、現状はまず、どうなんですかということと、2番目のお答えは今あったような気がします。何か、病床を少しふやしたり、透析センターをつくるということで必要だということなんですかね。すみません。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

失礼しました。19年度から始めまして、7対1は現在も維持できております。

以上です。

<議長>

田邊議員。

<10番 田邊恒生議員>

じゃ、7対1は現在できているということはですね、制度的には幾つなんですか。6点幾つなのか、8点幾つなのか、よくわかりませんけども、7対1ができているということは、現状の病棟の範囲であれば、別に人を53人もふやす必要はないわけですね。それが大げさにふやさなきやいけないのは、あくまでも透析センターと、何か幾つか病床がふえるということのようですが、それで適正な数字なんですよね、というのを、ちょっともう一遍確認したいと思います。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

説明が不足しました。患者数に応じた7対1要員が確保できているということと、あと7対1、まあ、6点幾つというお話ですけども、7対1以上でないと通りませんので、今、だから正直申し上げますと、ぎりぎりの数字で7対1が確保できていると。主な理由として、やっぱり産休・育児休暇とか産前・産後休暇、療養休暇、そういう取得者もおりますので、看護師の確保というのは非常に難しい状況ではあります。

以上です。

<議長>

田邊議員。

<10番 田邊恒生議員>

わかりました。今の点はわかりました。

いずれにしても、申し上げたいのは、53人というのはすごい大きな数字だと思うんですよね。そして、これはある意味では固定費になるわけですね。先ほど石井議員の言葉がありましたので、引用するわけじゃないんですけど、約3億円固定費が出るということになりますよね。これはやはり大きな数字だと思うんですよね。ですから、その固定費がきちんとカバーできる見通し、これは当然立っているからやるということで、今ここで言ってもしようがないと思うんですけどね、やはりそういうことの、固定費だということを十分に認識されて、今後運営をしていただきたい。そして、市民のために頑張っていただきたいと思います。これは意見だけです。

<議長>

ほかにございますか。

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

この定数の問題を今議論されておるわけでございますけれども、先ほど答弁の中で、今回53名増、これについては来年度の収益を上げるために必要な数として53名の増員をされるんだというようにお話があつたように思いますが、私、お聞きしたいのは、病院の経営の方針についてお聞きしたいんですが、病院の現状を病院としては維持していくのか。または、患者のサービスまた経営の拡大を今後図っていくのか。このあたりの基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

<議長>

後藤事務局長。

<事務局長>

まず、今後の経営方針といいますか、ただいまのお願いしております人員増は、病院の機能をフルに発揮するために、7対1を運営していくために必要な人員、それから一部血液浄化療法センターとか、そういった施設の設置に伴う増員、2つあわせてお願いしておるわけでございますが、基本的には、血液浄化療法センター以降は大きな経営の拡大を予定しているものはございませんので、まずは、病院の機能をフルに発揮させていくために必要な人員を確保したい、そういう趣旨でございます。

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

今、ご回答いただきましたように、病院の経営を拡大していく部分、これは血液浄化療法センターがこれから始まるということの中で、そういった人員の増員も必要だという話でございましたけれども、こういった部分をまず初めにきちと説明されてから、この数について、これだけ必要なんだよということを説明していただければ、ある程度のご理解もいただけるような気もいたします。そういったことで、説明をもうちょっと的確にお願いしたらいつかなと思いますが、いかがでしょうか。

<議長>

山崎総務課長。

<総務課長>

承知しました。

<議長>

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員であります。

議案第2号 君津中央病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明をお願いいたします。

後藤事務局長。

<事務局長>

議案第3号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。

議案書の6ページをごらんいただきたいと思います。

まず第2条、給与の種類の規定の改正は、新たな手当として単身赴任手当を加えるものでございます。

次に、第9条の2として新たに単身赴任手当に関する規定を加えるものでございます。

次に、第22条の2につきましては、自己啓発等休業の承認を受けた職員に対しましては、その期間は給与を支給しない旨、規定するものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

<議長>

補足説明は終了いたしました。

議案第3号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

給与と出たものですから、ひとつ二、三質問したいんですけど、労働基準局は、去年入ってきたときに、たしか、時間外手当がないから、8,000万円つけると言ってきて、職員の方と僕と一緒に労働基準局へ行って、「そんなことを言つたって、金がないんだから、しようがないだろう。払うものは払えない」と言ったんですけど、その後、その8,000万円の話は聞かないんですけど、いかがなったのか、お願いします。

<議長>

山寄総務課長。

<総務課長>

昨年の6月に金額のほうは議会のほうで承認いただきました。時間外勤務のお話だと思うんですけども、それは今その範囲内で処理されているということでございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

そうしたら、要するに、そういうことを言っては変ですけど、いわゆる従業員の就業規則、それから給与規定が不備だったということなんですかね。お答えを。

<議長>

山寄総務課長。

<総務課長>

労働基準監督署と認識が違っていたということでございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

僕も認識が違ったんですけど、そうすると、やっぱり早急に就業規則とか、それに伴う当然、給与規定というのを見直さなければいけないというふうに、そのとき感じたんですけど、それについての見直す考え方というのはありますか。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

規則等はこれから研究してまいりたいと思います。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

じゃ、それは早急にやらないと、また入られてやられちゃ困っちゃうので、早急に就業規則を決めて、2交代制をその中にうたつたり何かしないと、やっぱりいけないんじゃないかなと思うものですから、早急にその改善を求めます。いずれじやなくて、この次、少なくともことしじゅうには就業規則、給与規定を見直して、この場で出せるようにしていただきたいと思います。これは要望です。

<議長>

ほかにございませんか。

田邊議員。

<10番 田邊恒生議員>

こういうような条例が今回出てくるということは、特に単身赴任手当の話ですけどね、こういうケースがあるんだと思うんですけども、どういうようなケースでこういうのがあるのか。ここに千葉市立病院というのがあるんですけど、ここにそういう人が行っておられるんでしょうね。そういうことでつくられたと思うんですけども、大体どれぐらいの方が対象になるのか、どういうケースがあるのか。

それから、単身赴任手当に2万3,000円という額が記してあります、それから距離区分においての加算がありますけども、この額はどういう理由から来ているのか、お伺いします。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

対象者の想定でございますが、やはり病院の近くに住んでいただいて、手術等緊急な対応をしていただこうということで、今、当院の単身赴任者というのは5人ほどいます。県内が4人。県外が近く埼玉ですけども、それ1名ということでございます。

それから、2万3,000円のもとですか、これは国、県にならった数字でございます。

以上です。

<10番 田邊恒生議員>

交通費もそうですか。

<総務課長>

交通距離に応じた月額については、その基準から、同じような基準になっています。

<10番 田邊恒生議員>

了解しました。

<議長>

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号を原案のとおりに決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員であります。

議案第3号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

補足説明を省略し、議案第4号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員であります。

議案第4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成22年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

補足説明をお願いします。

後藤事務局長。

<事務局長>

議案第5号 平成22年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）について、補足説明させていただきます。

資料は、変わりまして、提出議案説明資料と題した資料の6ページをごらんいただきたいと思います。議案第5号説明資料でございます。

まず、補正の概要でございますが、補正是本院事業予算について行うものでございます。収益につきまして7億5,400万円を増額補正し、費用につきましては3億8,000万円を増額補正いたしまして、これによる収支の差3億7,500万円を利益として見込んだものでございます。

補正の内容は、収益のほうでは、入院、外来の収益の増。費用のほうでは、給与費、材料費の増額のほか、補助事業に係る補助金額事業費の変更等について計上しております。

次に、1の本院事業収益でございますが、まず、入院収益につきましては5億3,618万5,000円の増でございます。1日平均患者数565人については変更ございませんが、1人1日当たり診療単価は当初5万3,000円で見込んでおりましたが、2,600円、4.9%増の5万5,600円

が見込まれることから、増額補正するものでございます。

この要因といたしましては、22年度から行われました診療報酬改定の影響や、手術・検査件数の増などによるものと考えております。

次に、外来収益1億7,131万5,000円の増でございますが、1日平均患者数は想定よりも120人減少する見込みでございますが、1人当たり診療単価が当初の見込み9,500円より1,500円、15.8%高い1万1,000円が見込まれることから、増額補正しようとするものでございます。

この要因といたしましては、外来での化学療法の増など、従来入院で行ってまいりました治療や検査を外来にシフトしたことにより、診療単価の増が図られたものと考えております。

次に、医業外収益4,645万7,000円の増でございますが、ドクターヘリ運営費補助金の増額で4,199万2,000円につきましては、補助金額が1億6,400万円から2億600万円に増額されたもので、増額分の使途は大部分ヘリ運航会社への委託料の増額となるものでございます。

次に、一番下でございますが、救急患者退院コーディネーター事業補助金183万5,000円は救急患者の退院を促進し、救急医療機関の受け入れ能力を高めようとする事業で、新たな国庫補助事業でございます。入院患者の退院相談に乗る職員の人事費が補助対象でございまして、本年度については1人分について認められておりますが、来年度につきましては2名分が認められる見込みでございます。

次に、2の本院事業費用でございますが、給与費1億6,800万円の増でございます。これは看護師30名の増員に伴う看護職員の給与・手当の増並びに嘱託医師、研修医5名の増に伴う賃金の増などが内容でございます。

看護職員の増員につきましては、7対1看護配置等、手厚い看護体制をとっておりますが、看護師不足により患者を受けられない病床があることから、この解消を図るため、看護師の採用を進めるものでございます。

次に、材料費1億6,400万円の増でございますが、診療収入の増をもたらしました抗がん剤等の薬品の使用量の増や、手術・検査の件数増に伴う診療材料の使用量の増に伴い、薬剤費、診療材料費を増額しようとするものでございます。

これによりまして、年間収支でございますが、当初予算におきましては收支均衡予算でありましたが、今回の補正予算の收支差3億7,363万1,000円を加えました補正後の利益見込み額といたしましては3億7,524万1,000円でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

<議長>

補足説明は終了しました。

議案第5号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

田邊議員。

<10番 田邊恒生議員>

普通、補正というとですね、補正が通つてから物事を運ぶというのが我々市役所の一般的なしきたりというか、駄目な場合はよく話がある専決処分になっちゃうわけですね。これを見てますと、看護師30名増とかいうのは、今からやるんですか、それとももう終わっている話なんですか。

<議長>

山崎総務課長。

<総務課長>

30名の増員の部分は、今までの給与費の中で対応してきたということです。確保30名は終わってます。

<議長>

田邊議員。

<10番 田邊恒生議員>

ちょっと私は日が浅いんで、詳しく知りませんので、ここで何とも申し上げられないんですけども、もう終わっているとすれば、これはもう議会にかけたってしようがないんじゃないですか。専決処分と同じですよね。通常、よく話題になった鹿児島県の市長さんがいますけどね。

だから、これ、今、そういうふうに看護師は特に目がついたんですけども、今後、看護師が、今からまだ2月、3月あるわけですね。この間に登用する予定があるのかどうなのか。

はたまた、この次のページのですね、いろいろ材料費とかなんとかありますけども、これは終わっているものなんですか、そうでないものなんですか。予算執行という意味で、補正予算を組んでから執行するのか、どうなのか。それについてお伺いします。

<議長>

山寄せ総務課長。

<総務課長>

看護師の確保につきましては、予算内といいますか、例えば3月に一どきに30人確保できるということではありませんので、毎月、例えば1人とか5人とかという形で、最終年度、予算内を、予算を超える、あるいはそういう場合にですね、確保できた段階では対応し、今後不足される金額を補正をお願いしようとするものです。

<10番 田邊恒生議員>

それ以外、どうですか。

(「材料ですか」の声あり)

<議長>

内山財務課長。

<財務課長>

今、総務課長からは人件費のご説明がありましたが、そのほか収入、その他材料費、経費等ございますが、この時点ではまだ、あと残りか3月、1月、2月、3月という残りの3か月がございますので、その最終的な予算、支出のほうであれば、予算を補正しないと執行ができないということで、予定でございます。材料費、経費ともども、みんな予定でございます、ということです。

<議長>

田邊議員。

<10番 田邊恒生議員>

わかりました。

材料費等は一応補正を組んでから執行するということなんで、いいと思うんですけども、補正予算を行うのは年に4回あるわけですね。4回実際にやるかどうかは別にして、看護師なんかは、もう既に5月でも、6月でも決まればですね、なるべく早いうちにやるべきじゃないかなと思います。これがこの病院のやり方、定款に、何か、そういう私が言っているようなことが、市のやり方と違うのが載つていれば失礼しますけども、そう思います。これはちょっと、意見だけです。

<議長>

ほかに。

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

本院事業費用の材料費、その中の薬品費と診療材料費、ここに金額が合わせて約1億6,000万円ぐらいの金額ですか、入っておりますが、この算出の根拠ですね。どういったことの中から、この金額を算出しているのか。現在の患者さんの状況から、こういった数字をはじき出しているのか。そのあたりの算出の仕方を教えていただきたいと思います。

<議長>

内山財務課長。

<財務課長>

材料費の算出根拠でございますが、これは実績に基づいて算出しております。と、あと見込みを踏まえて金額を算出しております。

以上でございます。

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

実績と見込みということでございますが、その見込みの部分については現在の、例えばさっき言ったような患者さんの現在の状況の中から、この見込みをはじき出すのか。そのあたりはいかがでしょうか。

<議長>

内山財務課長。

<財務課長>

議員おっしゃるとおり、実績も見込みも踏まえて、そのほかに収入——材料費といいますと、収入も当然比例しますので、それに伴って、患者数の動向、それと収入の動向を見まして見込んでおります。

<議長>

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号を原案のとおりに決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員であります。

議案第5号 平成22年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成23年度君津中央病院企業団病院事業会計予算についてを議題といたします。補足説明をお願いいたします。

後藤事務局長。

<事務局長>

議案第6号 平成23年度君津中央病院企業団病院事業会計予算について、補足説明させていただき

ます。

提出議案説明資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、収益的収支予算の概要でございますが、①予算規模のことでございます。収益的収支の予算規模は183億9,800万円で、前年度当初予算と比べ7.1%、金額で12億1,800万円の増となっております。

次に、収益につきましては、本院の入院、外来患者の診療単価の増などによりまして、増額を見込んでおります。また、構成市からの負担金につきましては、前年度と同額の15億円を計上しております。

③の費用のところでございますが、費用につきましては、給与費が22年度の給与改定等に伴う減額がある一方で、診療体制の充実のため、医師、看護師、医療技術員の増員を行うことにより、前年度と比べ6億4,100万円の大幅な増となっております。また、材料費、経費、減価償却費等も増額となっております。

④の年間収支でございますが、23年度は、収益では診療収入の増による増額が見込まれる一方で、費用においても、給与費などによる増額が見込まれることから、収支の均衡が図られる予定となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

(2)の収益でございますが、まず下の①のところでございますが、本院の入院収益に関しましては、看護師の確保による病床利用率の向上、地域医療支援病院の承認の取得に伴う診療単価の増などによりまして、増額を見込んでおります。

また、外来収益に関しましては、血液浄化療法センターの稼働開始に伴う収益増などを見込んでおります。

次に、分院でございますが、分院につきましては、患者数の安定的な確保や医師を確保することによる診療能力の向上などを目指しまして、収益の維持・向上を図ってまいりたいと考えております。

③の構成市負担金でございますが、負担金額につきましては、前年度と同額で15億円を計上し、本院事業並びに看護師養成事業に充当することとしております。

詳細は、上の表のとおりでございますが、主なところをご説明いたしますと、まず、本院の入院収益でございますが、これは前年度当初予算と比べまして8億9,882万9,000円、率にいたしますと8.2%の増でございますが、これは平均患者数は565人から570人へ5人の増、診療単価が5万3,000円から5万6,700円へ3,700円増を見込むことによるものでございます。

次に、外来収益につきましては、前年度と比べ2億4,486万9,000円、率にしますと7.9%の増でございますが、これは平均患者数については1,350人から120人減となるものでございますが、診療単価のほうは9,500円から1万1,200円へ1,700円増を見込むことによる増収でございます。

次に、9ページの(3)費用のほうをお願いいたします。

まず、本院の下の①、本院の給与費でございますが、医師、看護師等の医療技術者の確保に努めまして、診療体制の充実強化を図ってまいりたいと考えております。特に看護師を確保することにより、病床利用率の向上を図ってまいります。

次に、本院の経費でございますが、結核病床26床のうち8床を一般病床に転用する工事を実施しまして、病床利用率の向上を図りたいと考えております。また、院内保育所の定員増や国、県からのドクターヘリ補助金の基準の改定に伴いまして、それぞれ業務委託費を増額することしております。

詳細につきましては、上の表のとおりでございますが、主なところをご説明いたしますと、まず、本

院の給与費でございます。前年度に比べまして6億4, 159万3, 000円の、率にいたしますと7.5%の増でございますが、医師、看護師、医療技術員等につきまして、前年度の当初予算と比べ59人増の人事費を計上しているものでございます。

人員増の主な内容といたしましては、7対1の看護体制を維持し、看護師不足により受け入れを制限している病床をなくすための看護師の増員、あるいは血液浄化療法センターの開設に伴う看護師、医療技術員等の増員などでございます。

次に、材料費につきましては、前年度に比べまして2億7, 404万6, 000円の増でございますが、薬品費については前年度並みに医業収益の10.6%、診療材料費については13.8%を計上いたしております。

次に、10ページをお願いいたします。以上が収益的収支予算でございますが、今度は資本的収支予算でございます。

まず、資本的支出につきましては、建設工事費4, 263万円、医療機器4億円など総額で16億3, 504万3, 000円を計上しておりますが、この主な内容につきましては3の主要事業等のところでご説明申し上げます。

まず、次に、主要事業等でございますが、医師・看護師対策として実施するものでございますが、まず1つ目としまして、単身赴任手当として新規に予算額303万6, 000円を計上いたしております。

次に、医師研修費につきましては、1, 200万円から2, 400万円に増額することとしております。

3番目の看護師養成奨学金につきましては、600万円から900万円に増額するものでございますが、これは当院の附属看護学校を除く看護師養成施設に進学する者を対象とした奨学金枠を10名から15名に拡大するものでございます。

4番目の医師・看護師研究資金貸付金につきましては、前年度より若干減でございますが、3, 120万円を計上しております。これは医師及び看護師、看護師につきましては認定看護師、専門看護師に限りますが、これに対しまして研究資金を貸与することにより、医師・看護師の確保を図るものでございます。貸付額は医師が1人当たり960万円、看護師が240万円、予算の減は対象見込み者数の減によるものでございます。なお、参考までに申し上げますと、前年度は該当者がありませんでした。

次に、施設・設備関係でございますが、①のところでございますが、10階の結核病棟の改修工事として総額で5, 945万6, 000円を計上しております。これは病床利用率の低い結核病床26床のうち8床を一般病床に転用いたしまして、病床利用率の向上を図るものでございます。

予算については2つに分けて計上してあります、改修工事費3, 500万円につきましては、収益的収支予算の本院事業費用に計上してございます。次に、国庫補助金返還金2, 445万6, 000円、これは結核病床設置に伴い受けた補助金の8床相当分の金額を返還しようとするものでございますが、これについては資本的収支予算のほうに計上してございます。

次に、②で駐車場整備工事4, 263万円でございますが、これは血液浄化療法センターの設置に伴い、職員駐車場の一部を閉鎖いたしましたので、代替駐車場を整備しようとするものでございます。

それから3番目といたしまして、医療機器につきましては、整備更新として23年度は4億円を計上しております。

最後に、患者サービスの向上の観点から、本年度、クレジット決済手数料として新規に900万円を計上しております。これは診療料金の支払いにクレジットカードを導入しようとするもので、これに伴う手数料を計上しております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

<議長>

高橋管財課長。

<管財課長>

私の方からは、本日配付させていただきました資料についてご説明させていただきます。

まず、平成23年度医療機器予算要求一覧表でございますけれど、この表は昨年9月に、消化器科を始めとした30の診療科と薬剤科を始めとした医療技術局の6科と全病棟、手術室、外来、大佐和分院の合計約60部署からの予算要求の一覧表でございます。

平成23年度は106品目の要求がございまして、予算要求時には必要性、採算性、参考見積書の添付を求めております。参考見積もりの合計が資料のとおり約21億円になります。

表の説明でございますが、本院と分院に分けまして、要求機器名、数量、整備優先順位、予算要求額になります。

優先順位ですが、ヒアリング及び精査いたしまして、次のように優先順位をつけました。Aは緊急性・必要性が極めて高く最優先で整備するもの、Bは緊急性・必要性が高く優先的に整備するもの、Cは必要性が高く整備するもの、Dは次年度以降の整備で可能なものの、「別」は高額な医療機械ですので将来構想委員会あるいは次期3か年計画の中で検討するものとしております。

医療機械整備費4億円を枠予算としている理由でございますが、整備する機械に優先順位をつけまして予算編成を行っておりますが、実際の医療機器整備に当たりまして、年度当初に診療体制が確定後、医療機械・物流管理委員会を開催いたしまして、最終的に整備する順位を確定後、調査いたしております。

また、現在使用している機械が故障しまして修理不能となりまして、診療に影響を及ぼさないように、急遽調達する場合もございます。

以上の理由によりまして枠予算としておりますが、予算額4億円は超えず、枠内での整備を行っていく予定としております。

また、県内の同規模病院、旭中央病院、松戸市立病院、船橋市立医療センター、千葉県こども病院、千葉県がんセンターを調査確認いたしましたところ、当院と同様の理由で枠予算としているとのことでございました。

もう1点は、平成22年5月に開催いたしました医療機械・物流管理委員会の議事録でございます。

以上でございます。

<議長>

補足説明は終了いたしました。

議案第6号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

平野議員。

<2番 平野秀樹議員>

では、ちょっと確認させていただきます。23年度予算は收支均衡予算ということでございますんで、24年度以降もまた收支均衡予算になると、負担金総額は、これは下がらないのかなという感じがいたしますけども、やはりこれは避けてほしいと思うところであります。それは我々4市ともに、みんな市民の税金から負担金を負担しているわけですから。

確認したいのは、この前、4市の負担金及び負担金割合を検討するということでございますが、構成

市負担金の関係で、事務局長から3か年計画の中で協議したいという趣旨の答弁をいただきましたけども、3か年計画は平成24年度にスタートするわけですから、その前に総額を決めていく必要があると。そして、負担割合についても並行して当然議論しなきゃいけないと思いますが、それでよろしいでしょうか。ちょっと確認したいと思います。

<議長>

後藤事務局長。

<事務局長>

私の説明が若干不明確であり、申しわけありません。24年度以降の計画に備えて、23年度中に検討すると、そういう趣旨でございます。

<議長>

平野議員。

<2番 平野秀樹議員>

検討する場というのはどういうところを考えていらっしゃるのですか、お示しを願いたいと思います。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

24年度からの次期3か年計画、これ、負担金ももちろん協議がありますので、金額や基本的な考え方につきましては、経営改革委員会がございますので、そちらで負担割合等についても議論がされるものと理解しております。

<議長>

平野議員。

<2番 平野秀樹議員>

特に負担金の割合というのはですね、これはもう40年来、事同じような、非常に難しい、見てよくわからないやつでございますんで、これはぜひ、負担金割合の見直しというのはぜひともやっていただきたいと、これは要望いたします。

以上です。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

まず1つ、きょう急に材料費の値段出されたって困るわけですよね。前にこれは当然わかっていると思うので、少なくとも全員協議会のときに提示されるべきものだったと思います。

質問に入りますけど、来年は大体12億円プラスになるような計画が出ているんですけど、12億円といったって、医療費の今年度の、去年からことしの、今年度の医療費の増額は、要するに中央病院に対しては6から8%、何もしなくとも上がるようになっているんですよね。ということは、175億円から180億円なら、ちょうど11億円から12億円、何もしなくても上がっているわけですね。その上がった金を今度は人件費とか材料費の増額、要するに合わせて6億の7、8、9億円ですか、9億円にばらまいかうのはいかがなものかというふうに考えるんですけど、その点。要するに、確かに医療費が上がったんで、このまま行っていても12億円ぐらいは上がったという見通しと、それから、そのものを、なぜこういうふうに、その中でばらまいてしまうか。

増収になったのは、そういう意味では増収になってないと思うんですよね、ばらまいていいとかね。

要するに、今までみんな、ここは黒字じゃなくて、負担金のもとに成り立っているわけですから、少しでもその中の負担金を返していくという考え方を持たなきやいけないと思うので、そのあたりの意見をひとつお願いします。

<議長>

答弁できますか。

内山財務課長。

<財務課長>

議員の質問の確認をいたしますが、まずは、なぜ収支均衡予算を組んだかということの意味……

<1番 石井 勝議員>

そういう意味だよ。

<財務課長>

ですかね。そういうことでよろしいんですかね。

それに基づきましては、負担金、平成23年度は15億円ということで、構成市のほうで計画どおりということをいただいておりまして、その15億円をもとに収支均衡予算を組ませてもらいましたが、実際、先ほど来申し上げてますけども、人件費の上がっていくことが一つの、それに伴う増収効果というものが今年度8億ないし9億円ぐらい見込んでおります。事業を進める中で、やはりそれに伴う収入も当然ふえてまいりますので、最終的に収支均衡予算を編成したところであります。

<1番 石井 勝議員>

じゃ、追加。はい。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

言っている意味はですね、今までやってきた、こういうふうにやってきましたよね。去年は、ことしもそうでしょうけど、去年は医療費が大体6から8%上がった、この病院はですよ。僕らは全然違いますけどね。6%から8%上がれば、7%おいて170から180億掛けりや、11億か12億円の増収は当然見込まれると、そういうことですよね。まず、その確認が1つです。

そして、そうすればですね、その12億円かそこらの増収については、何らの手も加えてないわけですよね。例えば増員をしたとか、手術を多くやったとか、そうじゃなくて、今までの平均でやってきて7%、要するに11億か12億円の増収になるんだから、それをこういう形で振りまいちゃっていいのかと、給与とか材料費の増額でばらまいていいのかと、そういうことを私は言っています。

それなら、まず先に4市に返す金のことがまず頭に入らなかったのかどうか。やっぱり余ったら、余たらというか、上がっててきたら、そのとき、その中から当然10……、9億円余れば、そこで金を買えさなきやいけないんじやないかと。あれはもらった金じやないんですよね。負担金というのは、必ずしももらった金じやなくて、貸し付けたと思ってくださいな、もっと厳しく言えば。

普通、企業というのは、借りたら、その単年度でもう終わっちゃうんじやなくて、累積していくわけですよね。今までこの病院は、もう数百億円のお金の借金をしょっていると。それならば、今返せる時期に少しでも返そうじゃないかと、そういう気持ちにならなかつたかどうかということですね、この予算の編成についてですね。それを今伺っているわけです。

収支均衡じやなくて、収支均衡の中に15億円が入っているわけですからよ、それを、じゃ、ひとつこの中でどんだけ返してやろうかという気持ちにならなかつたかどうか。これは平成24年度以降の3

か年計画の中にも、平野議員が言ったように、盛り込まれてくることなんですから、まず、少しでも返そうという気持ちはなかったかどうかを伺います。

<議長>

後藤事務局長。

<事務局長>

まず、何もしなくても増収となったのではないかということでございますが、先ほど補正でもご説明させていただきましたが、看護師を採用することにより、今まで受け入れすることができなかつた病床に患者さんを入れて、その点での増収が図られております。それから、手術や検査等の件数もですね、実は、毎月月次決算というのを作成しておりますが、1月以降、もう既に本年度の収益に匹敵するぐらいの月平均の収益を上げておりますし、4月以降の医療費改定の前から3か月程度の平均ではもう既に今年度の収入に匹敵するほどの収益を上げております。これらは手術や検査の件数の増、先ほども申し上げました看護師の補充による入院受け入れ能力の向上に伴う収益等々によるものと考えております。

それから、負担金、少しでも返す意欲はないのかというご質問でございますが、私どもといたしましても、収益を上げ利益を上げまして、負担金を少なくしていくように努力していることは間違いございません。

以上でございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

その負担金の軽減については、当然、今、事務長が言われたように、来年度はもっともうかると。言葉は悪いんですけど、そういうふうな印象を受け取ったんで、ひとつ負担金については早急に手当をするようにお願いします。

少なくとも次の年度の3か年、24年度からの3か年計画の中で15億円の負担ではなくて、少なくともある程度の線を引いて、じゃ、それなら10億円でやっていこうじゃないかと、そういう意見が病院側から出てもらいたいと思っています。ひとつその点をよろしくお願いします。要望ですから。

それから次にですね、今、高橋さんが言われた機械購入については、だんだん聞いていくと、これは積み上げてきたんじゃなくて、要するに大枠として総収入の中で4億円ぐらいは予算としていいんだろうかなということで、4億円ぐらいの枠をつくったんで、決して積み上げたものじゃないんで、これを見ても、緊急に要るのは2億何千万円ですよね。だから、4億円の枠があるんだけど、今希望として出したと。でも、ここで、僕らがここでもし決をとって賛成した場合、その4億円が自由に使われては困るんで、枠内がですね。

だから、少なくとももう一遍ですね、この内容についての精査を——きょう出されてますからね、精査をしたいんで、これは大枠として4億円の、大枠としての4億円は承認しますけど、個々のものについて決して僕らは承認したわけではないと。もし、その中の個々のもので疑義があった場合には、また6月議会において、それが否認されたり、延長させされることもあるということを考えておいていただきたいと思います。それもお答えしてもらったほうがはつきりますから、お答えいただきたいと思いますけど。

<議長>

答弁できますか。

後藤事務局長。

<事務局長>

現段階では、21億円の要求を完全に絞り切れておりませんが、早急にこれを4億円の枠内におさめる……、院内では委員会を開催して正式決定しておりますが、決めたいと思っております。

以上でございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

実は、ぞろぞろ、ぞろぞろ、今は22億円ですけど、また来年になったら今度は28億円とか30億円がきっと——新しい機械がどんどん出るものですから、出てくるんで。僕らの役目は、そのときの予算をどうして削っていくかに僕はあると思っております。4億円の枠をつくって、その中でこう出てきましたから、まず、その中で出たものについてもう一度精査をしてですね、精査をして、6月議会で、それを確かにいいかどうかを承認したいと思うんですけど、そういう考え方でよろしいんでしょうね。4億円、ここで承認したら、もう4億円は全部使っていい、何に使ってもいい、あとでそんな承認なんて要らないという考え方だと困るものですから、もう一度、6月議会において品目の決定とかなんかをしたいと思うんですけど、それでよろしいですか、どうですか。

<議長>

後藤事務局長。

<事務局長>

それは執行部に対するご質問でしょうか。

<1番 石井 勝議員>

はい、そうです。

<事務局長>

では、当方としては予算が決定された以上、緊急性のあるものから順次執行していきたいと考えております。

以上でございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

事務長、それは6月以前にもう執行していくということなんですかね。そういうことですよね。

<議長>

後藤事務局長。

<事務局長>

まず、きょうお配りいたしました議事録で、昨年は5月二十……、六日……

(「5月14日」の声あり)

ああ、5月14日に開催しておりますが、それ以降に執行していきたいというふうに考えております。中には、本当に診療に差し支える器具もございますので、そのようにしたいと思っております。

それから、医療機器の執行につきましては、21年の2月議会で一部執行停止というようなこともございましたが、6月議会で購入方法について適正化を図って、それで執行してよろしいという承認を受けているものと理解しております。

以上でございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

今、事務長の言うとおりなんですね、だけど、一応やっぱり、ここは出されても、本当に高いものもあるし、きちんとしたそういう精査がどこでされて、どのようにされてきたのか。それが物流委員会であるならば、この物流委員会の今、議事録ですか、これ、見たわけですけど、議事録に意見がみんな入ってないですよね、何も、見所を。堂々とよこしてくれたんですけど、もう物流委員会で値段の精査とかなんかはされてない、それとも載っていないんですかね、議事録に。

<議長>

後藤事務局長。

<事務局長>

この議事録でございますが、実はここにも書いてございますが、(2)の1行目当たりに書いてありますが、これとほぼ同様の内容を1月にもやっておりまして、今回は2回目であったこともあります、意見が多少少なかつたのではないか、あるいは筆記が書き切れなかつたのではないか、そういうことで、意見の記載が少ないのではないかと、そういうふうに考えております。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

わかりました。そしたら、とにかくちゃんと物流管理委員会ですか、そこできちんと金額等々も載せて、来年はその議事録にちゃんと、こちらに示していただければ、別に何ら不平不満ありません。

ただ、大枠として4億円をこちらがもし承認したとするならば、それは承認されたんじゃなくて、やっぱりその後も精査すると、そういうことをやっぱり考えていただきたいと思います。

それで、やっぱり議事録に載るということは、やっぱりそれぞれのみんなが責任をそこで持つわけですから、これだと、だれがどうして、どうして決めたのか、何もわからないものですから、ひとつそれが後でも精査できて、その責任を追及できるような形をとっていただきたいと思います。これは議長、要望ですから、ひとつお願ひします。

終わります。

<議長>

ほかにございますか。

田邊議員。

<10番 田邊恒生議員>

ちょっと私は、別な観点からちょっとお聞きしたいんですけども、資本収支の表がございます。それを見ますと、今の医療機の問題が出ております。去年7億円あって、ことし何で4億円になったのか、この理由をひとつお聞きしたいと思います。

それから、資本的収入の中ですね、企業債が1,000円なんですね。それで、こういう機器、これはある意味では何年かで廃れると思うんですね。ちょっと、一般的な耐用年数を聞かせしてほしいんですけども、それがどれぐらいなのか。

通常、何年かもつものは、これはやはり受益者の公平性という、別な意味の観点から、少し割ってですね、やっていく。そのためには、よく使われる市のやり方というのは、企業債を借りて、それで何年かで償還していくというのが今、一般的のやり方なんですね。もちろん細かい向きまでどうこう言つてい

るわけではありません。その辺の考え方はどうなのか。

もう一点、ちょっと観点は違いますけども、先ほど看護師さんが四十何名ですか、来年雇うということなんんですけども、見通しが立っているのかどうなのか。というのは、先ほど言いました、この間、鴨川の亀田病院で新聞に載っていたものですからね。何か、看護師さんが非常に足らないと、なり手がないと。7対1の医療体制が維持できないと、大変困っているという新聞記事が載っておりました。それで、ここには幸いながら看護師の学校があるわけですけどね、この資料を見ますと、三十何名かしか卒業しないわけですね。全員ここに来られるとは限りません。もちろん、ほかのところから来られるかもしれませんけども、確保できるのかどうなのか、その辺の考え方、やり方について教えてください。

<議長>

内山財務課長。

<財務課長>

議員の質問ですが、10ページの資料をもとにご質問の趣旨でございますか。資本的……

<議長>

田邊議員。

<10番 田邊恒生議員>

10ページというか、9ページにも載っておりますし、今の話というのは10ページに載ってますよね。資本的収支の資料には載ってますね。そこからお話をしております。

まず1つは、医療機器が何で、7億円あったものが4億円になった。これはもちろん大きなものがないよという話になるのかもしれませんけど、ちょっとそれをお聞きしたいということと、それから企業債が1,000円になっているわけですね。1,000円ということは借りないということだよね。これはある意味ではですね、お金がたくさんあれば非常にいいという判断もあるわけですが、今、4市の中では、そういう考え方ではないと思います。何かやるときにはですね、企業債を少し借りて、それで繰り延べて払っていく、それが受益者の公平な考え方だと。これは税金という関係もあるのかもしれませんけど、その考え方についてお聞きしたわけです。

<議長>

内山財務課長。

<内山財務課長>

お答えいたします。

まず、医療機械の部分でございます、去年7億円、ことし4億円と。7億円というのは本年度ですけども、リニアックの購入がございました。それが4億でございます。それとあと1億円が透析、血液浄化療法センターの医療機器の購入ということで、その差が出ております。

だから、本年度が7億円の内訳といいますと、リニアックが4億円、血液浄化療法センターが1億円、そのほかが2億円という内訳になります。

(「昨年度」の声あり)

昨年度というか、二十……

(「22年度」の声あり)

22年度でございます。

それから、企業債のほうですけども、今、資金繰り、まあ留保資金と、4条のほうの留保資金といいますか、これ、公営企業の特殊なあれなんですけども、その中で企業債を借りなくとも内部留保資金で現在対応しておりますので、その分、企業債が1,000円ということで、収入のほうで計上してござ

います。

以上でございます、私のほうからは。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

来年度の看護師が確保できるかというお話でございますが、現在の中では何とか確保できる見込みです。学校の、附属看護学校ですけども、こちらの39名が卒業見込みということで、これから試験を受けるんですけども、このうち当院のほうに34名ぐらいの就職内定ということで確保できております。もちろん退職者等がおりますので、プラスマイナスと考えると……、あと学校以外の採用枠もありますので、ありますけれども、まあ何とか確保できるというふうに見込んでます。

<議長>

田邊議員。

<10番 田邊恒生議員>

簡単な、今の看護師のほうは大体わかりました。せっかく計画を組んでですね、人が集まらないじゃ、絵にかいたもちになりますんで、頑張ってください。

それから、先ほどの話に戻りますけども、7億円から4億円になる。大事な機器を去年は買ったということなんでしょうけども、要はここでもう3億円もですね、ある意味じゃ利益が出る計算ですよね、言葉ちょっと足りないかもしませんけども。そういうようなことですから、やはりある程度計画的ですね、やるものと並べ出して、どうやっていくという、5年、10年のやっぱりスパンも必要じゃないでしょうかね。

それで、答弁が1つ漏れているんですけども、この機器というのは大体何年ぐらい、平均ですよ、いろいろあるでしょうから一概に言えませんけども、交換されているものなのか、ということをちょっと先にお聞きしたいと思います。

<議長>

高橋管財課長。

<管財課長>

医療機械の耐用年数は5年から6年ということが多くなっております。新病院開院が15年の7月でございますので、その当時33億円の医療機械を購入しております。もちろん、旧病院から持ってきたものもございます。そういうものが耐用年数を過ぎて8年から10年、8年経過しておりますので、更改の時期に差しかかってきておりますので、来年度4億円の整備費をお願いしたところでございます。

以上です。

<議長>

田邊議員。

<10番 田邊恒生議員>

わかりました。5年、6年、普通のパソコンでもそんなものじゃないかなと思うんですね、うなずけるところだと思います。それから、医療業界もですね、いろいろな機器の進歩があるでしょうからね、ある程度ついていかないといけないということで、わかるんですけどね。やはりある意味で経営という観点から考えますとね、やっぱり7億円のものが4億円になるとかね、1年間で3億円も、半分に減らしてですね、そういうやり方がいいのかどうなのか。中にはそれはあるでしょう、それはやむを得ないと思いますけどね、その辺はぜひ長期的に考えたほうがいいんじゃないかなと。

それから、お金があるから、借りない、トヨタの借金経営じゃないんですけどね。それが一番いいことですけども、先ほど来出来ます4市からの負担金もあるわけですから、いろいろな意味で考える部分は考えていく必要があるんじゃないでしょうかね。何も借金をしないで、貯金で全部商品を賄う。もちろん、この建物の償却は留保の中に入っていると思うんですけどね、そういうやり方が果たして適正なのかどうなのか。ちょっと、私もきょうよく理解できていませんから、あれですけども、ちょっと一考する部分があるんじゃないかなと、こういうふうにきょう感じました。これは結構でございます。

<議長>

ほかにございませんか。

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

先ほど石井議員のほうから質問があったんですが、平成23年度の医療機器のこの予算要求一覧表、これを見ますとね、AからDまでの形の中で優先順位がつけられております。特にAとB、これにつきましては緊急性、Aの場合には「緊急性・必要性が極めて高く最優先で整備」、このようにきわめて強く書かれております。Bも「緊急性」が入りまして「必要性が高く優先的に整備」、Cになりますと、ちょっと大分弱くなりまして「必要性が高く整備」と、こういうふうに整理されております。

これを見たときに私が感じたのは、緊急性のあるものとすればAとB、先ほど優先順位の中で整備をしていきたいというような話があったかと思いますが、この表を見る限り、明らかにAとB、これの整備をするんだというふうにとらえていいんでしょうか。

<議長>

高橋管財課長。

<管財課長>

お答えします。

現在、Cランクまでの整備を検討しているところでございます。先ほど、新病院開院が15年の7月というお話をいたしましたけれど、ほとんど耐用年数が過ぎている機械が多くございまして、その辺の更改を考えておるところでございます。

以上です。

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

今の回答だと、じゃ、AからCまでの間で4億円の幅といいますか、その金額の中で整備を進めるということでおろしいですね。

<議長>

高橋管財課長。

<管財課長>

そのとおりでございます。

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

この件についてはよくわかりました。

それからもう一つお話をさせていただきますが、一番この最後に（3）に患者サービスの向上という

のがあります。ここにはクレジット決済手数料と入っていますが、私は、中央病院に患者さんが訪れますぐ、その患者さんに対しましてね、亀田病院にお医者さんの医師の写真がありまして、全医師の写真、それからどんな担当しているんだ、そういうものが書かれたものが張つてあると思うのですが、ああいいたものを当中央病院でも掲げてみたらいかがかな。それから、この病院の理念、それから基本方針、こういったものが掲げてありますよね。これもあわせて大きくしてね、患者さんに見えるように、病院に来た方々に見えるような形で掲示していただくということができるかどうか、ちょっと確認させていただきます。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

まず、理念と方針の大きくしろというお話ですけど、これについては対応可能でございます。

それから、医師の写真でございますよね。これは現在、ホームページに掲載しておりますので……

(「まだしてないですよ」、「これから」、「一部」の声あり)

申しわけございません。ホームページに一部掲載をしておりますので、これから進めていきたいと考えます。

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

医師の写真については、ホームページのほうに掲載されて、これからやるんだというお話ですが、ホームページの場合には、ホームページ使わない方もいらっしゃるわけですから、病院に来た方を対象に、そういうものを掲げていただく。そうしますと、この病院にはどんなお医者さんがいて、そのお医者さんがどんな病気を担当しているんだ、そういうことで、安心だと信頼を得るためにも非常に効果のあるものじゃないかなというふうに思います。そういうことで、やはり地域に根差した病院として、これから中央病院があるためにも、そういうもので患者さんや病院にいらした方々に安心感または信頼を得ていただくために、こういったものが非常に今、効果あるように思います。いかがでしょうかね。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

ご意見を参考に、院内で検討を進めたいと思います。ありがとうございます。

<議長>

ほかにございましょうか。

神崎議員。

<11番 神崎 寛議員>

私も初めて質問させていただきますけれど、先ほど後藤事務局長が説明した資本的収支の中で、主要事項の医師・看護師確保対策ということで4番目にですね、医師・看護師研究貸付金が3,840万円から3,120万円というお話の中で、前年度はいなかつたというふうにお聞きしたんですけど、まず、それでよろしいでしょうか。

<議長>

齋藤経営企画課長。

<経営企画課長>

人数ですが、平成22年度は該当者といいますか、申し込みの方はいらっしゃいませんでした。前年度21年度につきましては医師が3名おりました。

以上でございます。

<議長>

神崎議員。

<11番 神崎 寛議員>

今の説明でわかりましたけれど、これによって、医師も、あと看護師ですか、認定看護師。これによってですね、今回3,120万円ですか、これによって、前回いろいろありましたけれど、それによって得られる成果といいますか、これを組んだ、そういうことについてちょっとお聞きしたいと思います。

<議長>

斎藤経営企画課長。

<経営企画課長>

確かに、こちらのほうはですね、医師・看護師の確保の対策としまして一つの手段として、こちらのほうの制度をつけてございます。ただ、あと、そうですね、この貸付制度に関しては、いろいろお金を研究資金として提供することによりまして、よそのほうから医師の方に来ていただけるということで、こちらの制度は制定しております。

ただ、この利用者等につきましても、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、今年度がちょっとなったということですが、医師・看護師の確保につきましては、ほかの、あと、そうですね、医局への派遣依頼、それからサイトからの公募等によりまして何とか体制を整えることができております。こちらのほうの貸付の制度につきましても、来年度もまた続けて、確保の手段としまして行っていきたいと思ってございます。

以上です。

<議長>

神崎議員。

<11番 神崎 寛議員>

対策としてですね、医師の確保がメインだというふうな感じがしました。ただ、私が思うのには、成果ですね、これによって、要するに医師の質が上がるとか、看護師の質が上がるとか、そういう成果は出ているのかどうなのかということをちょっとお聞きしたかったんです。

<議長>

後藤事務局長。

<事務局長>

まず、この制度は医師が先にできたわけでございます。そのきっかけは県が率先、県の補助事業でございます。県が創設したので、中央病院も参加したわけでございますが、他の都道府県から県内の地域医療に従事するために来た医師に対して研究資金を貸与する場合は県の補助、半分補助するという制度で、主として県外から千葉県内に医師を誘引する制度として創設されたものでございまして、終了後、研究の内容については報告していただいておりまして、補助金の実績報告で出しておりますが、具体的な成果といたしましては、今度血液浄化療法センターをつくっておりますが、その医師はこの制度を活用して来ていただいた医師で、それがあることによって腎臓内科を設置することができたという成果があると。研究面でどうかといいますと、ちょっとそちらのほうは……、いろいろ効果はあったと思うますが、具体的にはこういうメリットがございました。

看護師のほうは、この制度をまねて、まねてといいますか、まねて、当院でも今後、高度な医療を実施していくために認定看護師や専門看護師を補充していきたいということで創設した制度ですから、まだ具体的には対象者がいないということで、今後充実していきたいと思っております。

以上です。

<議長>

神崎議員。

<11番 神崎 寛議員>

今の答弁で大体わかりましたけれど、メインは医師とか看護師の確保だということでわかりましたけれど、やっぱりこういう制度があるんならば、院内の中にもですね、これを使って資質の向上、自分自身がね、研究して、自分自身のレベルアップにもつながりますので、ぜひ、そういう面でも多くの方に活用していただくように要望で終わります。

<議長>

ほかにございませんか。

真板議員。

<5番 真板一郎議員>

本院の収益についてお伺いしたいと思います。ここに「地域医療支援病院の承認等に伴い診療単価の増が見込まれる」とあるわけですが、支援病院というのは具体的にどのような病院なのか、ちょっと教えていただきたい。そしてまた、既に承認を得られているのか。その辺もあわせてお願ひしたいと思います。

また、その下の欄に「血液浄化療法センターの稼働に伴う収益増が見込まれる」というふうに記載されております。どの程度の収益が見込まれるのか、まずお聞きいたしたいと思います。

<議長>

齋藤経営企画課長。

<経営企画課長>

それでは、私のほうから地域医療支援病院についてご説明したいと思います。

地域医療支援病院というのは、地域の病院、診療所などを後方支援するような形で、医療機関の機能分担ですね。こちらの中央病院では高度の医療等のほうを担当しております。そちらのほう、機能分担と連携を推進することを目的としまして制度が創設されたものでございまして、大体2次医療圏に1か所以上あるのが望ましいということで県のほうからあります。

それから、地域医療支援病院になることの利点としましては、機能分担、医療の機能分担、それから地域との連携の推進ですね。あとは経済的な利点としまして、DPCの導入病院においては機能評価の加算を請求することができるということです。

それから、この承認につきましては、平成23年1月25日に承認のほうが県のほうからおりてございます。

以上です。

<5番 真板一郎議員>

血液。

<議長>

内山財務課長。

<財務課長>

血液浄化療法センターの23年度の収支でございますけども、15床を前提として計算しておりますが、外来収益で約9,600万円、入院で約2,000万円で、1億1,000万……、1,200万円弱を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

<議長>

真板議員。

<5番 真板一郎議員>

わかりました。

それと、最後のクレジットの手数料900万円が記載されておりますが、カードでの支払いの希望者がどの程度おられるのか。費用対効果の面で具体的にどのように考えられておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

<議長>

内山財務課長。

<財務課長>

お答えします。

まず、手数料の900万円でございますけども、年間利用者、クレジット利用の売り上げを約10億円と見ております。その手数料を0.9%と見込んでおります。

この0.9%の根拠でございますが、県内の他病院、500床以上の病院等をお調べしまして、範囲は個々施設によって違いますけども、妥当な0.9%というところで予算見積もりをしたところでございます。

費用対効果でございますけども、投資しての増収とはまず考えられませんけども、まず、窓口の現金の取り扱いの軽減がまず1つ。それから、院内、盗難とか、現金の盗難とか、そういったものの防止。それと病院の広報といいますが、「あそこの病院はクレジットが使用できるよ」といった効果があると思われます。それともう一点は、未収金管理の面の対策の一環とも考えております。

患者さんのメリット、患者サービスが一番のメーンでございますので、患者さんは現金を持ってこずにカード決済ができる対応できるといったところがメリットかな、患者さんに対してはメリットがあるのかなと思いまして、今年度計上させていただきました。

以上でございます。

<5番 真板一郎議員>

了解。

<議長>

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第6号を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員であります。

議案第6号 平成23年度君津中央病院企業団病院事業会計予算については原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第7号 平成23年度君津中央病院施設整備費負担金、君津中央病院運営費負担金及び君津中央病院附属看護学校運営費負担金の分賦についてを議題といたします。

補足説明をお願いします。

後藤事務局長。

＜事務局長＞

議案第7号 平成23年度君津中央病院施設整備費負担金、君津中央病院運営費負担金及び君津中央病院附属看護学校運営費負担金の分賦について、補足説明させていただきます。

資料につきましては、再び議案書のほうに戻っていただきまして、12ページをお開きいただきたいと思います。

23年度、4市に負担をお願いする負担金総額は15億円でございまして、その内訳は「記」の1に記載のとおりございます。

また、各市にご負担いただく金額につきましては、「記」2に記載のとおりでございます。

負担金総額の15億円につきましては、22年度と同額でございますが、負担金の充当先及び負担割合につきましては、利用実績、人口等の変動によりまして前年度と若干の変更がございます。

補足説明は以上です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

＜議長＞

補足説明は終了しました。

議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。

議案第7号 平成23年度君津中央病院施設整備費負担金、君津中央病院運営費負担金及び君津中央病院附属看護学校運営費負担金の分賦については、原案のとおり可決されました。

以上で議案をすべて終了いたしました。

ただいま鈴木征二代表監査委員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

鈴木監査委員。

＜代表監査委員＞

鈴木征二でございます。

大変貴重な時間の中で、議長を初め皆様方の格別なご配慮をいただき、退任のごあいさつの機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

私は、平成19年2月、福山企業長さんを初め皆様方のご配慮をいただき、当企業団の監査委員を拝命して以来、今日まで4年間、執行部及び議会議員皆様のご理解、ご協力をいただき、重大な職務を全うすることができました。まことにありがとうございます。

顧みれば、私は君津市役所で特別職を含め四十数年勤め、多くの先輩あるいは皆様方のご指導、ご鞭

撃をいただき、その上で当企業団では病院事業の監査役という、これまで経験したことのない重大な職務を担わせていただき、私の人生の大きな足跡といいますか、を残すことができました。自分から思えば、本当に私は幸せな人生を過ごしたなあ、いい機会に恵まれたなあという実感があります。

当企業団には、先ほどの議会の質疑などの中にも、大きな課題があります。そういう中で、執行部と議会が車の両輪となって当企業団のますますの発展を願うものであります。

市民、この地域の中核病院としての使命とか役割というのは、いろいろ皆様方からのご意見なども踏まえて認識しているとは思いますけれども、今後、この4市にとっても、近く県にとっても、この君津中央病院というのは大きな使命と役割を担うものと考えております。

結びに、これまでいただいた皆様方のご支援、ご指導に改めて感謝を申し上げますとともに、皆様方のご多幸をお祈り申し上げ、退任のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。  
お世話になりました。（拍手）

<議長>

ありがとうございました。本当にご苦労さまでございました。

次に、企業長からの発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、4市の議会その他、もう近い……、何か、あるいはおやりになっているところもあるかも知れませんが、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。日ごろはですね、4市の皆さんには本当にいろいろ、厳しい財政の中でいろいろとご援助いただきまして、先ほど石井先生からのお言葉もございましたけども、負担金の話もございました。本当にいつもお世話になっていると思います。

本日はまた7議案についてお通しいただきまして、本当に感謝いたします。

たくさんいろいろな、きょうはご指導いただきまして、どういうあいさつをしたらいいかなと思って、さっきからずっと考えておったんですが、いずれにしましても、厳しい財政の中でできるだけ負担金を少なくと、これはもう少なくて、そういう努力ができれば一番いいなというのは、もう常日ごろ考えていることでございます。

ただ、きょうもですね、来年度のいろいろ計画のお話をいたしましたけども、特にきょうは定数の問題ですね、職員の定数。これ、一般的には余り最近はふやさない。昔は一時、臨時雇いの方をたくさん雇いなさいというような指示も国のはうもあったような時期があったような気がしますけども、千葉県の地域医療の崩壊というような大変なことがございました。人を雇おうと思っても、特に医師・看護師を雇うということは大変なわざになりました。当院も医師・看護師確保対策室と、精銳を集めて、ひとつ頑張ろうというようなことで、私、指示を出したというと大げさでございますけども、そのようにお願いしてきたわけでございます。

おかげさまで、4市の皆さんのがいろいろご協力をいただきながら、その地域崩壊、医療の崩壊の時期を何とかぐり抜けて現在に至ったわけでございまして、引き続き、4市の皆さんに医療の面でご不自由かけないように、そして2次医療圏の中で、千葉県でどこにも負けないような公的病院としてやっていきたいというのが私の考え方でございます。

そういうことで、診療報酬改正があつたりして、いろいろ今の医療は変化が激しいです。医療制度が変わりますと、どういうことがいろいろ生まれるかというと、施設基準に伴ってのいろいろ加算ですね、

加算をとれる、とれないかが、その病院の核になってくるんですね。それがとれなければ、ただ飾つてあるばたもちと同じでして、何の価値もない。これはもう、そういうものがたくさんございます。

それにはやっぱり人の数なんですね。医師もたくさんいないと困るし、看護師もきちんとそれだけの数がいないといけない。そして、その結果、医療の内容と同時に、収入にも病院の経営にも役立つというふうなことになりますんで、これは細かい話になりますと何時間あつたって簡単に終わりませんけども、そんないろいろなことがありますて、何とかですね、この病院が立派に維持できるように頑張んなきやいけないと私いつも思っていますし、職員の皆さんですね、うちの職員も本当に頑張ってくれていて、過重労働にならないかなというふうに心配することもございます。

先日も産業医の研修会ございまして、私も久しぶりで産業医の講習会に行きましたら、地元の木更津の労働基準局の署長さんがですね……、局長、ああ、署長さんですね。おいでになりました、時間外労働の話を厳しく言われまして、私としては非常に気持ちの上でつらい思いをして帰ってまいりました。

そんなこんな、いろいろございます。そして、先生方がおっしゃられたご意見など、本当に気持ちもよくわかりますし、いろいろ勉強させていただきました。本当に、きょうはいろいろとありがとうございました。

今後とも、病院のためによろしくご指導、ご鞭撻いただきますように、よろしくお願いしまして、最後のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

また、鈴木代表監査委員には4年間、本当に病院のためにやっていただきました。本当にご丁寧なごあいさつをいただきまして、本当にここで御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

<議長>

以上をもちまして本定例会を閉議し、閉会します。

ご苦労さまでございました。

(午後3時46分閉会)